

**いじめ防止基本方針**  
**(最終改訂 平成30年4月1日)**

**宇都宮市立陽東中学校**

## はじめに

本校では、「いじめほどの生徒にもあらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもこれまで以上のいじめの防止等を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

— ※（いじめ防止対策推進法第13条） —

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### （2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

#### ② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・ 教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことのないように、教師は「もしかしたら自分の学校や学級で、いじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を密にとることを心がける。

### ③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。
- ・ 思い悩んで相談してくる生徒の悩みを親身になって受け止め、いじめには迅速に対応することで、いじめの悪化を防止するとともに早期解決につなげるなど、いじめられている生徒の立場になって考える。

### ④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

### ⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応することが重要であることから、生徒指導・いじめ防止推進委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などは、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

#### ① 生徒指導・いじめ防止推進委員会について

**【構成員】** 校長、副校長、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主事、教育相談係主任（SCM）、性教育係主任、安全教育係主任、給食指導係主任、清掃指導係主任、学年主任、進路指導主事、保健主事、学習指導主任、スクールカウンセラー、メンタルサポーター、その他、事案に応じて関係生徒の担任等を加えるなど、柔軟に対応する。

#### **【取組内容】**

- ・ 生徒指導の目標、方針等の検討、努力点等の具体策に関する事
- ・ 生徒指導の全体指導、年間指導計画の作成と改善に関する事
- ・ 生徒手帳、生徒心得に関する事
- ・ 各領域間の連絡調整に関する事および地域父母との連絡に関する事
- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ いじめの防止及び早期発見、適切かつ迅速な対策の推進に関する事

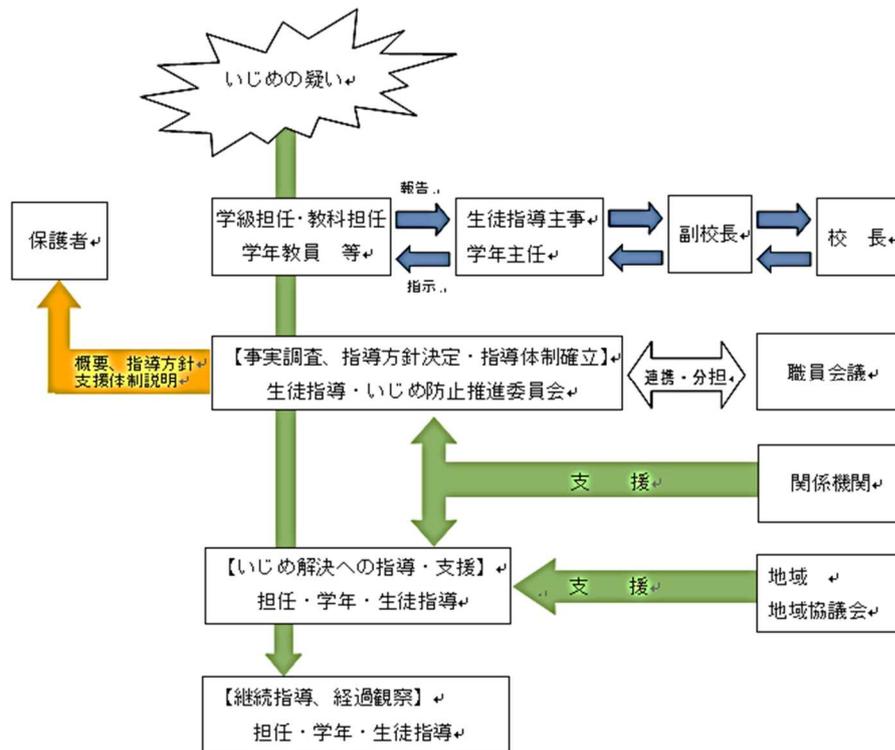
- ・いじめの防止の理解を深めるための啓発に関すること
  - ・携帯電話やスマートフォンなどインターネットを通して行われるいじめの防止対策に関すること
  - ・校内研修会の企画・立案
  - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
  - ・いじめの相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
  - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
  - ・指導計画の実施状況の把握と改善
  - ・関係諸機関との連携に関すること
  - ・その他、校長より諮問を受けた事項
- など

## ②校内研修

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

## ③運営

- ・ いじめの防止等に係る取組方針の企画立案や生徒のいじめに係わる情報の共有のため、定期的に開催する。
- ・ いじめの発生時は、学級担任・学年の教員を含めて緊急会議を開いて、対応を協議する。
- ・ 組織的対応の流れ



## (2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組

む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

### ①いじめの防止

「いじめはどの生徒にもあらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・小中学生合同のあいさつ運動の実施（9月各小学校、12月各小学校の計6回）
- ・登校指導の実施（5月、6月、9月、11月、12月、2月）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（2月、3月）
- ・「陽東地域学校園の約束」の定着
- ・児童生徒指導強化連絡会の充実（6月、11月）
- ・いじめゼロポスターの作成と学校間における交換、掲示

#### イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・5月、9月、10月に実施
- ・イエローリボンの作成、着用
- ・いじめゼロスローガン、いじめゼロポスターの掲示
- ・休み時間等校内巡回の強化

#### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・「道徳科の授業」「特別活動」「総合的な学習の時間」「各教科」において生徒に日頃から豊かな人間関係を育むための教育活動を展開する。
- ・学校行事などを通して、豊かな人間関係を築く。（体育祭、文化祭、まちぴか活動等）
- ・子供たち一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くするとともに、子どもの良さを認め、ほめることに心がける。
- ・班活動や係・当番活動、委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感を子どもが持てるように配慮する。
- ・特別活動等の時間を通して、互いに認め合い、尊重し合うなど望ましい人間関係をつくる。

#### エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・生徒会によるいじめ対策委員会（生徒会中央委員会）の設置
- ・いじめ根絶集会の実施、振り返りシート「私の行動宣言」の掲示（6月、10月）
- ・言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定

#### オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・「学級担任が指導する情報安全事例集」（県総合教育センター）の活用
- ・「情報モラル育成資料集」（県教育委員会）の活用
- ・「情報モラル教育実践ガイダンス」（国立教育政策研究所）の活用
- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進

## カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」を活用し、教職員の取組について確認する。
- ・「いじめ問題への取組についてのチェックシート」「組織的な対応力を高めるためのチェックリスト」を活用し、学校全体の組織的な取組について確認する。
- ・生徒指導部会において、各学年による取組を確認する。

## キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・配慮を要する生徒に関する共通理解のための職員研修の実施（4月、6月）
- ・教育相談部会における配慮が必要な生徒の情報交換（週1回）
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導

## ク 生徒と教師の信頼関係の構築

- ・日頃からのあいさつや声かけ、給食・休み時間・清掃時間などの機会を通じて、生徒とのふれあいを大切にする。
- ・生徒の相談には、カウンセリングマインドに基づいた対応を心がける。
- ・子供たち一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くするとともに、子どもの良さを認め、ほめることを心がける。

## ② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

### ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・養護教諭やスクールカウンセラー、メンタルサポーターとの連携を深める。
- ・教育相談週間やいじめゼロ強調月間を設定する。
- ・外部の相談機関について生徒や保護者に周知する。
- ・年度当初の学校だより、学年だより、保護者会等で学校への相談方法を家庭に周知するなど、相談しやすい環境を整備する。

### イ スタンダードダイアリーの活用

- ・日々ダイアリーを活用して生徒の思いや願い、悩み等を学級担任が受け止め、随時アドバイスし教師と生徒との温かな信頼関係を構築しながら、いじめの未然防止、早期発見につなげる。

### ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・アンケート「イヤな思い調査」の実施（5月、9月、10月、1月）
- ・生徒指導部会において、いじめ防止対策の検討。（週1回）
- ・教育相談の実施（6月、11月）

## エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図るなどして、ネットいじめを早期に発見
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの生徒への指導
- ・家庭のルール作りの啓発と家庭からの情報の収集
- ・保護者によるフィルタリング、パソコンの安全管理、子どもとのコミュニケーションの推進
- ・いじめや人権にかかわる書き込み等を発見した場合、その状況を確認し記録に残す。  
(いつから、何があったのか、きっかけや原因は、分かっていること、分からないことなど、画面のコピーや写真、書かれている内容のコピーなどしておく。)
- ・悪質な書き込みに対しては削除依頼を行う。  
【市教育委員会によるネットいじめ等パトロール 削除依頼フォーム】  
【栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話 028-627-9110】

## オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・現職教育において、いじめに関する研修の実施（年1回）
- ・生徒指導部会において、いじめ防止対策の検討（週1回）
- ・学年会議において、いじめ防止対策の検討（月1回）
- ・いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用、校内研修を実施

## カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、生徒指導・いじめ防止推進委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・認知したいじめについての、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

### ③いじめの対処

生徒指導・いじめ防止推進委員会が主体なり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

## ○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア 生徒指導・いじめ防止推進委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行

- われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録
- イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等
- ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり
- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態
- なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、生徒指導・いじめ防止推進委員会にて、より長期の期間を設定
- エ いじめの解決に向けて、生徒指導・いじめ防止推進委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等の連携
- オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

#### ④家庭、地域及び関係機関との連携

##### ア PTAとの連携、家庭への啓発

- ・いじめられている生徒の保護者に対しては、子どもの辛さや苦しさに対して精一杯の理解を示し、子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝える。また、家庭では、子どもに寄り添いながら親子のコミュニケーションを大切にするよう協力を求める。
- ・いじめている子の保護者に対しては、保護者と面談し、事実関係を丁寧に説明する。その際、一方的に責めるのではなく、その子や保護者の心情にも配慮し、いじめの解決には、保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・上記の保護者同士の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報について関係保護者と共有を図る。

##### イ 地域との連携

- ・魅力ある学校づくり地域協議会等と連携し、登下校における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、地域総ぐるみによる見守り体制を整備する。
- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

##### ウ 関係機関等との連携

- ・いじめの通報を受けたときや児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの有無の確認を行うとともに、その結果を市教委に報告する。  
(法第23条の2)
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に、援助を求める。  
(法第23条の6)

### 3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、生徒指導・いじめ防止推進委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

### 4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校いじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「生徒指導・いじめ防止推進委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。